

老朽化した空き家を除却した土地の 固定資産税を減免します

—千代田町空き家の除却に係る土地の固定資産税等の減免—

制度概要

住宅の取り壊しに伴い更地になると、土地に適用されている住宅用地特例が解除されるため、固定資産税が増額となることから、空き家の除却が進まない一因となっています。

本制度は、老朽化した空き家を除却した場合に、住宅用地特例による軽減相当額を減免します。

要件（すべて満たしていること）

- 該当の空き家が昭和56年5月31日以前の建築確認物件（旧耐震物件）で、1年以上居住の用に供していない家屋であること
- 空き家の除却（解体）が令和7年4月1日から令和10年3月31日までであること。
- 住宅用地特例の適用を受けている土地であること
- 申請者が土地の所有者又はその相続人であること（法人所有は減免対象外）
- 申請する土地の所有者又は相続人が町税等を滞納していないこと

減免額・期間

【減免額】

各年度において、当該土地が住宅用地特例の適用を受けるものとみなして算出した固定資産税等の額との差額相当分

【減免期間】

空き家を除却した日の属する年の翌年1月1日を賦課期日とする年度から3年間

お申込み・お問合せ

千代田町役場 税務会計課 固定資産税係

☎ 0276-86-7002

WEBページはこちら

受付時間：平日8：30～17：15

kotei@town.chiyoda.gunma.jp

